

## 蔵王町中小企業振興資金融資制度

蔵王町では、中小企業者のみなさまの資金繰り支援として「蔵王町中小企業振興資金融資制度」を設けています。

### ◇融資対象者

◎以下の(1)～(4)の要件をすべて満たす中小企業者

(1)町内に居住し、かつ、町内において引き続き同一事業を1年以上営んでいる法人または個人事業者

(2)前年度までの町税を完納し、かつ、債務の全部を弁済する能力があると認められること。

(3)事業内容が堅実で社会的に信用があると認められる法人または個人事業者

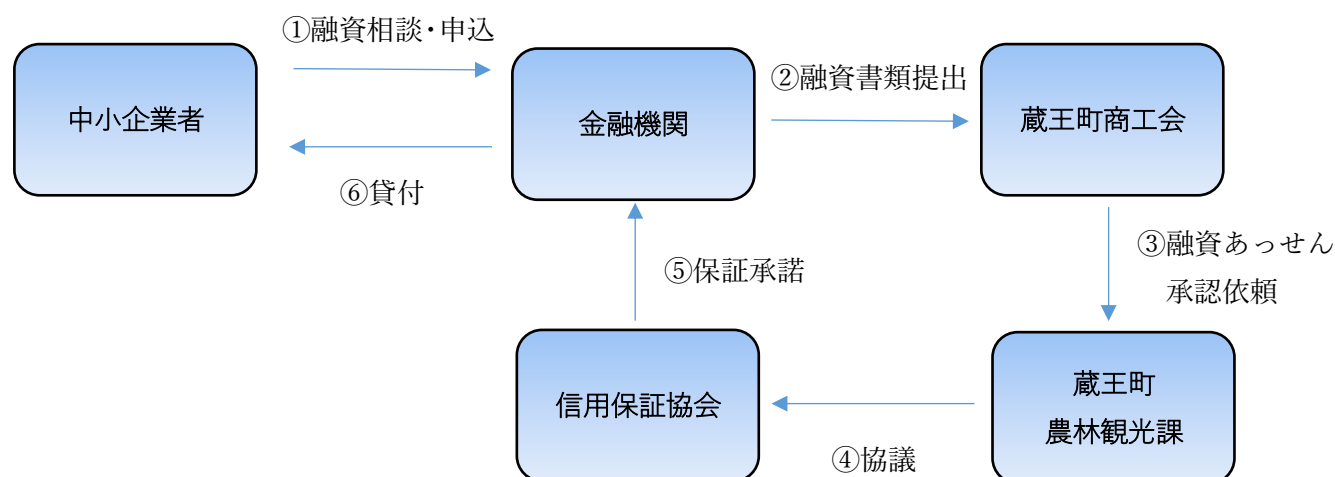
(4)金融機関の取引停止及び保証協会からの代位弁済を受けていないこと。

※資金用途は事業経営に必要な運転・設備などの事業用資金に限られます。

### ◇融資条件

融資限度額	1企業あたり1,000万円
貸付利率	1.5%
返済方法	一括払いまたは分割払い（据置なし）
連帯保証人および保証	個人事業者：原則不要 法人：原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要
期間	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内
保証料	0.45%～1.59%（全額町が負担）

### ◇振興資金申込の流れ



～裏面もご覧ください～

## ◇提出書類

添付書類	備考
蔵王町中小企業振興資金融資あっせん申込書	原本
信用保証委託申込書	写し
申込人（企業）概要	写し
営業許可証	写し
誓約書	原本
決算書（過去2年分）	写し
申込人の町税完納証明書及び連帯保証人の居住する市町村税完納証明書	写し
申込人及び連帯保証人の印鑑証明書（法人にあっては、登記事項証明書を含む。）	写し
申込人及び連帯保証人の所得証明書	写し
資金の用途が設備資金である場合は、見積書	写し

## ◇中小企業者の定義

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

## ◇取扱金融機関

- ・七十七銀行蔵王支店（TEL 0224-33-2031）
- ・仙南信用金庫蔵王支店（TEL 0224-32-3016）
- ・相双五城信用組合蔵王支店（TEL 0224-33-2317）

### お問い合わせ先

蔵王町農林観光課 商工振興係 TEL0224-33-2215

蔵王町商工会 TEL0224-33-2138

各取扱金融機関